

縄伸びの話

築瀬範彦

1. はじめに

区画整理を経験した者にとって、「縄伸び（「縄延び」とも書く）」の存在は常識であろう。按分区、按分率を定め、基準地積を決定して、ようやく換地設計の準備が整うのである。

区画整理の修行を始めた頃、縄伸びとは何だろうかという疑問は誰でも抱く。それに対して、先輩諸氏が教えてくれた理由は、「昔は年貢が重かったから、測量のときに縄が伸びたことにして面積を小さく測った。そして、年貢を軽くしたんだ。」というものであった。この説明を聞けば、誰しも成る程と思うだろう。とは言え、いささか疑問が残った私は、この問題を調べてみたのである。

2. 縄伸びの定義と淵源

まず、少し堅苦しいが、言葉を正確に理解すれば、「縄伸びとは、長さを測る際にメジャーである縄が伸びることによって、計測値が実際の値より小さくなること」となる。しかし、実際には、縄伸びは、土地の実測値と過去の計測値に基づく登記簿面積との差を意味する。即ち、土地の面積増加分のことである。

田畑では、数%から10%程度の縄伸びがあり、山林では100%を超える事例もあるという。もちろん、地域差が大きく、これは単なる目安に過ぎない。古くは、面積の単位である「歩」を使い、「余歩」とか「増歩」とも呼ばれたが、現在では、「測量増」と云う言葉が一般的である。

さて、縄伸びの発生理由である。冒頭に記したように、一般には、農民が重い税金を少しでも軽減しようと測量面積をゴマ化したことが原因であると説明されている。

そう言えば、学生の頃に読んだ白土三平の劇画「カムイ伝」に検地を行う武士が、短い竿を使い、抗議する百姓に「ご領主さまが1間と決めたら1間だ。検地の邪魔立ては許さぬ。」などと言って、哀れな農民を苛めるシーンがあるのを思い出した。

徴税する側はメジャーを短くして税収を上げようとするのだから、納税側は反対に縄を伸ば

して抵抗したのだろうと一旦は納得した。それでも、よく考えてみると、変である。何故なら、徴税側が本気でやるなら、縄縮み状態が普通になる筈だからである。

確かに、太閤検地では、それ以前の1間＝6尺5寸を6尺3寸にし、併せて1町歩を360歩から300歩にして、測量したという。酷い話ではあるが、古代に比べ、戦国時代には土地の生産性の上昇があり、二〇%弱の増税は可能だったのであろう。

江戸時代を通じて、1間の長さは地域でいろいろなものが使われている。酷税の証であろう。しかし、これは縄縮みの証拠に過ぎない。

3. 素朴な疑問

さて、縄伸びである。増税したい側はメジャーを縮めるのだから、縄伸びがあるということは、うまくゴマ化されていることを意味する。すると、「惨めな農民と冷酷な武士の対立」という構図ではなく、「狡猾な百姓と彼らに騙される間抜けな侍達」という正反対の図式が登場する。生きるために知恵を働かせる賢い農民という存在は想像できるが、侍がそれほど愚かだったとは到底考えられない。

時代劇に登場する悪代官は、悪徳商人とぐるになって、「越後屋、お主もワルよのう……フッフッフ」などとやっている。縄を伸ばして測量をゴマ化そうなどという農民の工夫は、悪代官にはお見通しであったろう。

残念ながら、長い間、疑問は残ったままであった。縄伸びの処理、即ち、登記簿面積と実測面積の差の扱いについては、財産権の問題にも関係するため、専門の論文もある。しかし、私の疑問に答えてくれる文献には、長い間巡り会えなかった。まあ、今更、こんな問題を調べたり、まじめに考える暇人はいないということでもあろう。

4. 江戸時代の地籍測量と検地の実態

松崎利夫氏の「江戸時代の測量術」という本

に出会い、江戸時代末期では「廻り検地」と呼ぶ今日の「導線法（トラバース測量）」による地積測量が行なわれていたことを知った。また、測量器材も精度を維持するための工夫が随所に見られる。例えば、麻縄の伸長を防ぐために柿渋を塗ったり、管竹で補強したりしている。さらに、計測も早朝、午前、午後の3回行うことを定め、誤差の基準も2～3%で、1/15以上は許されていない等々。

私が勝手にイメージしていたような、藁で編んだ縄が、大きく伸長するようないい加減な測量は断じて行われていないのである。

江戸時代の検地に関する基本的な文献は、「徳川幕府県治要略」と「地方凡例録」である。無理やり要約すれば、どうやら、幾つかの面積調整原則があったようである。

一つは、生産量見合いで耕地面積を確定したことである。日陰になる部分は、生産量が低いからその分の面積を割り増す（「陰引き」、「竿除」）。

一つは、境界帯の実効面積の参入、即ち、境界線に幅を認めたこと（「畦畔引き」）。ローマ法でも5歩を境界帯として認めている。

一つは、「縄心」と呼ばれる代官の裁量余地である。年貢を定率の「定免法」とする以前に、収穫量に基づく「検見法」の時代があった。これは、私の推測であるが、検見法の頃、豊凶によるバラツキを調整したことではないだろうか。

こうした点を踏まえて、地理学者の佐藤甚次郎氏は、「検地帳記載面積とは、徴税側と納税側の合意に基づく「算定地積」であった」と理解している。卓見であろう。

5. 土地利用の影響

しかし、これだけでは、100%を越す山林の縄伸びが説明できない。山林は、地租改正時でも十分な測量をしていない。傾斜地の測量は技術的に難しかった上、地租全体の2%程度を占めるに過ぎなかったから、費用対効果上、測量は不合理であったという説明は、もちろん正しいだろう。

しかし、山林といっても林業の盛んな地域や、きのこ栽培等の収入のある地方もあれば、貧しい山村もある。ところが、現実の縄伸びの差は、年貢見合いで説明がつくようなレベルではない。

丹羽邦雄氏は、「土地問題の起源」で「土地利用

結合」という概念を用い、江戸時代の土地利用の実態を説明している。即ち、肥料としての芝草を刈り取る権利を共有地のほかに、道路付帯地や田圃の隣接地に認めているのである。その代わり、道路や隣接傾斜地の維持管理責任とセットである。

山村では、焼畑は耕作地の数倍以上の面積を必要としたという。地力回復のため、1、2年で耕作を放棄し、何年もかけて順繰りに利用するからである。

そこで、以下のように考えたのである。

地租改正時の地押丈量（今日の一筆地測量）は、測量講習を受けた農民が自ら行い、府県庁が検査をした。技術的な問題もあったろうし、節税のための作為も否定はできない。

しかし、と思うのである。縄伸びの実態とは、江戸時代の耕作権を主体とした土地利用の実態と土地台帳・附属地図を基礎とした近代的な土地所有権の間に横たわる現実の矛盾を調整し、近代的な土地所有制度を確立するための人々の知恵だったのではないだろうか。

芝草を刈る権利を持った土地に、近代的な土地所有権を認めることは、地租の対象面積を増やすことになる。同様に、眼前の焼畑1町歩の背後には、数倍以上の焼畑予備地が必要なのである。それを所有権として認め、地租の対象としたら、焼畑農民の生活は立ち行かない。

こうした事情から、登記簿面積と実測面積の差である縄伸びが生まれたのだと考える。決して測量技術の稚拙さや節税のための作為などという単純な理由だけではなかった筈だろう。

6. おわりに

江戸時代の土地利用を語るならば、検地と石高制の関係について言及することは不可欠である。しかし、今回は縄伸びに焦点を当てたため、この点は、割愛せざるを得なかった。

それでも最後に、少なくとも5公5民が収穫量の50%収奪を意味するものではなかったという事実だけは述べておきたい。過大な年貢率を前提とするから、年貢をゴマ化す農民という短絡したイメージにつながり、縄伸び、引いては江戸時代の社会についての理解を妨げることになっていると思うからである。

土地問題は、日本社会そのものであるとこの小文をしたためながら、つくづく思った。